

市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱（案）

（名称）

第1条 本委員会は、市川海岸塩浜地区護岸検討委員会（以下、「委員会」という。）と称する。

（目的）

第2条 委員会は、市川海岸塩浜地区の護岸について、三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）による「三番瀬再生計画案」を基に、県の「三番瀬再生計画（事業計画）」等の策定を念頭に三番瀬再生会議と連携し、且つ地域の参加を得て、下記に掲げる事項の具体的な検討を行い、防護・環境・利用を踏まえた計画の策定に資することを目的とする。

なお、実施に当たっては本計画を反映させるものとする。

- 1) 護岸構造とその配置計画（背後地利用計画との調整を含む。）
- 2) 環境調査（護岸施工に伴う陸域・海域への影響把握。）
- 3) 工事施工計画
- 4) 各種モニタリング調査（範囲、期間、手法等。）

（委員及び任期）

第3条 委員は、別表1に掲げるもので構成する。

- 2 委員の任期は1年間を原則とするが、再任を妨げない。

（委員長）

第4条 委員会には委員長1名及び副委員長1名を置き、学識者がその職務を行う。

- 2 委員長は、知事の指名による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名により定める。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 委員会は、委員長が招集する。

（事務局）

第6条 事務局は、県土整備部河川整備課に置く。

- 2 事務局は、別表2に掲げるもので構成する。
- 3 事務局は、委員会の運営に必要な事務を行う。

（議事の公開）

第7条 委員会は、公開するものとする。

（補則）

第8条 この要綱に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会で定める。

附則 この要綱は、平成17年6月3日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年6月16日から施行する。

附則 この要綱は、平成19年5月25日から施行する。

別表 1

平成 19 年度市川海岸塩浜地区護岸検討委員会委員名簿 (案)

(敬称略・委員長及び行政関係者以外は 50 音順)

No	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名 (専 門) 等	
1	学 識 者	委員長	遠 藤 茂 勝	日本大学・教授 (海岸・港湾工学)
2		委 員	工 藤 盛 徳	東海大学・名誉教授 (漁業)
3		委 員	倉 阪 秀 史	千葉大学・准教授 (環境政策)
4		委 員	榊 山 勉	(財) 電力中央研究所・上席研究員 (海岸工学)
5		委 員	清 野 聡 子	東京大学大学院・助教 (底生生物)
6		委 員	宮 脇 勝	千葉大学大学院・准教授 (都市計画・景観)
7	漁業関係者	委 員	及 川 七之助	南行徳漁業協同組合・専務理事
8		委 員	澤 田 洋 一	市川市行徳漁業協同組合・会計理事
9	環境保護団体	委 員	上 野 菊 良	浦安三番瀬を大切にする会
10		委 員	竹 川 未喜男	千葉の干潟を守る会
11		委 員	三 橋 福 雄	千葉県不動産コンサルティング協会
12	地元住民	委 員	歌 代 素 克	市川市南行徳地区自治会連合会・会長
13		委 員	後 藤 隆	三番瀬再生会議・公募委員
14		委 員	富 田 伸 彦	市川市塩浜協議会まちづくり委員会・委員長
15		委 員	松 崎 利 光	三番瀬再生会議・公募委員
16	行政関係者	委 員	田草川 信慈	市川市行徳支所・支所長
17		委 員	佐 藤 正 芳	千葉県県土整備部河川整備課・課長
18		委 員	増 岡 洋 一	千葉県県土整備部河川環境課・課長
19		委 員	下 原 慶 啓	千葉県葛南地域整備センター・所長

別表 2

平成 19 年度市川海岸塩浜地区護岸検討委員会事務局員名簿

No	区 分	氏 名	所 属 ・ 職 名
1	事務局長	鶴 岡 春 美	千葉県県土整備部河川整備課・海岸砂防室長
2	局 員	塩 屋 龍一郎	千葉県県土整備部河川整備課・副主幹
3	局 員	柴 田 利 雄	千葉県県土整備部河川整備課・副主幹
4	局 員	大 木 信 幸	千葉県県土整備部河川整備課・副主査
5	局 員	五十嵐 敏 夫	千葉県葛南地域整備センター・次長
6	局 員	斉 藤 保 徳	千葉県葛南地域整備センター・建設課長